

◎新潟県教育委員会告示第1号

新潟県公立小学校、中学校、義務教育学校及び特別支援学校の教職員の任免関係取扱規程(昭和50年12月新潟県教育委員会告示第8号)の一部を次のように改正し、公布の日から実施する。

令和2年2月21日

新潟県教育委員会

教育長 稲 荷 善 之

次の表の改正前の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動条」という。)に対応する同表の改正後の欄中条の表示に下線が引かれた条(以下「移動後条」という。)が存在する場合には当該移動条を当該移動後条とし、移動条に対応する移動後条が存在しない場合には当該移動条(以下「削除条」という。)を削り、移動後条に対応する移動条が存在しない場合には当該移動後条(以下「追加条」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び削除条を除く。以下「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条の表示及び追加条を除く。以下「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

| 改 正 後 | 改 正 前 |
|--|---|
| | (採用にあつての健康診断) |
| | <u>第11条 教職員に採用されようとする者は、事前に医療機関等において健康診断を受けなければならない。健康診断の有効期間は受診の日から6月とする。</u> |
| | <u>2 前項の規定にかかわらず、教職員が、地方教育行政法第40条の規定により、一の市町村から免職され、引き続き他の市町村に採用される場合、当該市町村において、教職員のうち、副校長又は教頭を校長に採用する場合その他県教育委員会が必要がないと認める場合にあつては、健康診断は受けることを要しない。</u> |
| | <u>3 教職員採用健康診断基準は、別に定めるところによる。</u> |
| <u>第11条</u> (略) | <u>第12条</u> (略) |
| <u>第12条</u> (略) | <u>第13条</u> (略) |
| <u>第13条</u> (略) | <u>第14条</u> (略) |
| (兼務) | (兼務) |
| <u>第14条</u> (略) | <u>第15条</u> (略) |
| 2～6 (略) | 2～6 (略) |
| 7 事務職員については、学校事務の共同実施を行うために必要となる場合とする。 | 7 事務職員については、学校事務の共同実施を行なうために必要となる場合とす |

第15条 (略)

第16条 (略)

第17条 (略)

(病気療養のための休職及び復職)

第18条 (略)

(刑事休職)

第19条 刑事休職は、地方公務員法第28条第2項第2号の規定により、刑事事件に関し起訴された場合に行う。

(専従休職)

第20条 専従休職は、地方公務員法第55条の2第1項の規定により、人事委員会に登録された職員団体の代表者又は役員として、当該職員団体の業務に専ら従事する職員に対して、その願い出により、公務に支障のない限り、原則として1年を単位として県教育委員会が許可した場合に行う。

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

第26条 (略)

る。

第16条 (略)

第17条 (略)

第18条 (略)

(休職及び復職)

第19条 (略)

第20条 (略)

第21条 (略)

第22条 (略)

第23条 (略)

第24条 (略)

第25条 (略)

(別記様式)

辞令書

| |
|----------|
| (略) |
| (任命権者) |
| 年 月 日 |
| 新潟県教育委員会 |

辞令書記入要領

- I・II (略)
- III (発令事項) 欄の記入
(略)
- 1・2 (略)
- 3 兼務
 - (1) (略)
 - (2) 校長以外の場合
兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
注 市町村を異にした学校へ兼務の場合は以下を加える
兼ねて(市町村)公立学校(教員・学校栄養職員・事務職員)に採用する
- (3) (略)
- 4 (略)
- 5 配置換え
 - (1) (略)
 - (2) 校長以外の場合
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
注 小・中・義務教育学校から特別支援学校または特別支援学校から小・中・義務教育学校へ異動する場合は、以下を加える。
(教育職(○)、学校栄養職、行政職)○級に決定する
○号給を給する
- 6～9 (略)
- 10 休職
 - (1) 心身の故障のため長期の休養を要する場合

(別記様式)

辞令書

| |
|----------|
| (略) |
| (任命権者) |
| 平成 年 月 日 |
| 新潟県教育委員会 |

辞令書記入要領

- I・II (略)
- III (発令事項) 欄の記入
(略)
- 1・2 (略)
- 3 兼務
 - (1) (略)
 - (2) 校長以外の場合
兼ねて(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
- (3) (略)
- 4 (略)
- 5 配置換え
 - (1) (略)
 - (2) 校長以外の場合
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
- 6～9 (略)
- 10 休職
 - (1) 地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる

地方公務員法第28条第2項第1号の規定により休職を命ずる

年 月 日から

休職期間

年 月 日まで

(2) 刑事事件による場合

地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる

休職の期間中給料の100分の〇を支給する

※給料に係る発令は必要時のみ付する。

(3) 専従休職

地方公務員法第55条の2第1項ただし書の規定により新潟県教職員組合の業務にもっぱら従事することを許可する

年 月 日から

専従許可期間

年 月 日まで

(4) 期間を延長する場合

休職期間を 年 月 日まで延長する

11 復職

10の休職発令者が復職する場合

復職を命ずる

12 育児休業

(1) 承認する場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第2条第1項の規定により育児休業を承認する

年 月 日から

育児休業承認期間

年 月 日まで

(2) 期間を延長する場合

育児休業承認期間を 年 月 日まで延長する

(3) 失効事由又は終了事由に該当する場合

平成 年 月 日から

休職期間

平成 年 月 日まで

(2) 地方公務員法第28条第2項第2号の規定により休職を命ずる

平成 年 月 日から

休職期間

平成 年 月 日まで

(3) 休職期間を平成 年 月 日まで延長する

11 復職

復職を命ずる

12 育児休業

(1) 育児休業を承認する

平成 年 月 日から

育児休業期間

平成 年 月 日まで

(2) 育児休業期間を平成 年 月 日まで延長する

(3) 職務復帰を命ずる

職務復帰を命ずる

注 育児休業承認期間満了の場合は、職務復帰発令を省略する。

13 配偶者同行休業

(1) 承認する場合

地方公務員法第26条の6第1項の規定により配偶者同行休業を承認する

年 月 日から

配偶者同行休業承認期間

年 月 日まで

(2) 期間を延長する場合

配偶者同行休業承認期間を 年 月 日まで延長する

(3) 失効事由又は終了事由に該当する場合

職務復帰を命ずる

注 配偶者同行休業承認期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。

14 大学院修学休業

(1) 許可する場合

教育公務員特例法第26条第1項の規定により大学院修学休業を許可する

年 月 日から

大学院修学休業許可期間

年 月 日まで

(2) 取消事由に該当する場合

職務復帰を命ずる

注 大学院修学休業許可期間満了の場合は、職務復帰発令を省略する。

15 育児短時間勤務

(1) 承認する場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務(週〇〇時間勤務)を承認する

年 月 日から

育児短時間勤務承認期間

年 月 日まで

(2) 延長する場合

育児短時間勤務承認期間を 年 月 日まで延長する

(3) 失効した場合

育児短時間勤務の承認は失効した

注 育児休業の期間満了の場合は、職務復帰発令を省略する。

13 配偶者同行休業

(1) 配偶者同行休業を承認する

平成 年 月 日から

配偶者同行休業期間

平成 年 月 日まで

(2) 配偶者同行休業期間を平成 年 月 日まで延長する

(3) 職務復帰を命ずる

注 配偶者同行休業の期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。

14 大学院修学休業

(1) 大学院修学休業を許可する

平成 年 月 日から

大学院修学休業期間

平成 年 月 日まで

(2) 職務復帰を命ずる

注 大学院修学休業の期間満了の場合は、職務復帰発令を省略する。

15 育児短時間勤務

(1) 育児短時間勤務を承認する場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第10条第1項の規定により育児短時間勤務(週〇〇時間勤務)を承認する

平成 年 月 日から

育児短時間勤務承認期間

平成 年 月 日まで

(2) 育児短時間勤務の期間を延長する場合

育児短時間勤務承認期間を平成 年 月 日まで延長する

(3) 育児短時間勤務の承認が失効した場合

育児短時間勤務の承認は失効した

(4) 取り消す場合

育児短時間勤務の承認を取り消す

(5) 育児休業法第17条に基づく短時間勤務をさせる場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定により短時間勤務を命ずる

(6) (略)

注 育児短時間勤務承認期間満了の場合は、発令を省略する。

16 自己啓発等休業

(1) 承認する場合

地方公務員法26条の5第1項の規定により自己啓発等休業を承認する

年 月 日から

自己啓発等休業承認期間

年 月 日まで

(2) 期間を延長する場合

自己啓発等休業承認期間を 年 月 日まで延長する

(3) 失効事由又は終了事由に該当する場合

職務復帰を命ずる

注 自己啓発等休業承認期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。

17 免職

(1) (略)

(2) 分限免職の場合

地方公務員法第28条第1項第2号の規定により免職する

(3) 懲戒免職の場合

地方公務員法第29条第1項の規定により懲戒処分として免職する

18・19 (略)

20 再任用

(1) 校長に再任用する場合

(市町村)公立学校校長に再任用する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校長に補する

教育職(二)4級に決定する

年 月 日から

(4) 育児短時間勤務の承認を取り消す場合

育児短時間勤務の承認を取り消す

(5) 育児休業法第17条に基づく短時間勤務をさせる場合

地方公務員の育児休業等に関する法律第17条の規定により短時間勤務を命ずる

短時間勤務期間 平成 年 月 日から

平成 年 月 日まで

(6) (略)

注 育児短時間勤務の期間満了の場合は、発令を省略する。

16 自己啓発等休業

(1) 自己啓発等休業を承認する

平成 年 月 日から

自己啓発等休業期間

平成 年 月 日まで

(2) 自己啓発等休業期間を平成 年 月 日まで延長する

(3) 職務復帰を命ずる

注 自己啓発等休業の期間満了の場合は職務復帰発令を省略する。

17 免職

(1) (略)

(2) 地方公務員法第28条の規定により分限免職をする場合

地方公務員法第28条第1項第2号の規定により免職する

18・19 (略)

20 再任用

(1) 校長に再任用する場合

(市町村)公立学校校長に再任用する

(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校長に補する

教育職(二)4級に決定する

平成 年 月 日から

期間

年 月 日まで

- (2) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合
(市町村)公立学校教員に再任用する
(職名)に補する
教育職(二)2級に決定する
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
(市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる

年 月 日から

期間

年 月 日まで

注 特別支援学校の場合
校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

- (3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合
(市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する
(職名)に補する
学校栄養職〇級に決定する
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
(市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる

年 月 日から

期間

年 月 日まで

- (4) 事務主幹、主査、主任又は主事に再任用する場合
(市町村)公立学校学校事務職員に再任用する
(職名)に補する
行政職〇級に決定する
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

年 月 日から

期間

年 月 日まで

注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。

期間

平成 年 月 日まで

- (2) 教諭、講師、養護教諭又は栄養教諭に再任用する場合
(市町村)公立学校教員に再任用する
(職名)に補する
教育職(二)2級に決定する
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
(市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

注 特別支援学校の場合
校長・教諭・講師・養護教諭・栄養教諭の給料表を教育職(二)から教育職(一)におきかえる。

- (3) 栄養主査又は学校栄養職員に再任用する場合
(市町村)公立学校学校栄養職員に再任用する
(職名)に補する
学校栄養職〇級に決定する
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる
(市町村)立(共同調理場)在勤を命ずる

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

- (4) 事務主幹、主査、主任又は主事に再任用する場合
(市町村)公立学校学校事務職員に再任用する
(職名)に補する
行政職〇級に決定する
(市町村)立(〇〇小・中・義務教育・特別支援)学校勤務を命ずる

平成 年 月 日から

期間

平成 年 月 日まで

注 (2)から(4)の場合において、短時間勤務職員として再任用する場合は、職の末尾に「(週〇勤務)」を加える。

(5) 再任用の任期を更新する場合

再任用の任期を 年 月 日まで更新する

(6) (略)

IV (略)

(5) 再任用の任期を更新する場合

再任用の任期を平成 年 月 日まで更新する

(6) (略)

IV (略)